

役員報酬規程

第1条(目的)

この規程は特定非営利活動法人フリーキッズ・ヴィレッジ(以下本法人という)定款第4章19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

第2条(報酬)

役員¹の総数の3分の1以下の範囲内で役員報酬を支払うことができる。

- ① 支給対象者の報酬総額の上限は総会の議決を経て定めるものとし、予算の報酬総額限度内で支給することができる。
- ② 報酬の額は月額とし、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める
- ③ 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる
- ④ 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる

第3条(報酬の支払い)

役員¹の報酬の支払いは、前月1日から末日までの期間について、翌月25日(その日が休日のときはその前日)に支払う。

2 役員本人が同意した場合は、本人の指定する金融機関の預貯金口座へ振込により報酬を支払うことができる。

3 役員報酬から控除すべきものがある場合、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

付 則

この規則は平成26年10月1日から施行する。